

教学指第 6 1 3 号
教特第 4 2 3 号
教安第 6 2 6 号
教体第 4 3 2 号
令和 3 年 7 月 3 0 日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言の発令に伴う感染防止対策の徹底及び児童生徒等の教育活動等の
機会の確保について (通知)

日頃より、新型コロナウイルス感染症に係る対応等に、御理解と御協力をいただき、まことにありがとうございます。

標記のことについて、本県が国に緊急事態宣言の発令を要請したことに対し、国は令和 3 年 7 月 3 0 日に対策本部会議を開き、千葉県を含む 4 府県について、これまでのまん延防止等重点措置を講ずる地域から、緊急事態措置を実施すべき区域として指定しました。

同宣言下にあっても、児童生徒等の体験や発表の機会は、二度とない貴重な経験となるばかりでなく、その後の児童生徒等の成長にも大きな影響を与える大切な教育の場であると考えております。県教育委員会としては、各県立学校に対し、このような活動を一律に中止とするのではなく、可能な限りの感染防止対策を万全にするとともに、地域の感染状況によっては実施時期や実施方法を見直すなど、実施に向けた検討を十分に重ねた上で、判断することとし、併せて別添写しのとおり各県立学校長宛て通知したところです。

貴教育委員会におかれましては、参考の上、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

(本件連絡先)

【学習指導・学校行事に関すること】

教育庁教育振興部学習指導課 TEL : 0 4 3 (2 2 3) 4 0 5 7

【障害のある幼児児童生徒に関すること】

教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL : 0 4 3 (2 2 3) 4 0 4 5

【保健管理に関すること】

教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL : 0 4 3 (2 2 3) 4 0 9 2

【体育の授業・部活動に関すること】

教育庁教育振興部体育課 TEL : 0 4 3 (2 2 3) 4 1 0 8



教学指第613号
教特第423号
教安第626号
教体第432号
令和3年7月30日

各県立学校長 様

教 育 長

緊急事態宣言の発令に伴う感染防止対策の徹底及び児童生徒等の教育活動等の
の機会の確保について（通知）

このことについて、本県が国に緊急事態宣言の発令を要請したことに対し、国は令和3年7月30日に対策本部会議を開き、千葉県を含む4府県について、これまでのまん延防止等重点措置を講ずる地域から、緊急事態措置を実施すべき区域として指定しました。

同宣言下にあっても、児童生徒等の体験や発表の機会は、二度とない貴重な経験となるばかりでなく、その後の児童生徒等の成長にも大きな影響を与える大切な教育の場であると考えております。県教育委員会としては、このような活動を一律に中止とするのではなく、可能な限りの感染防止対策を万全にするとともに、地域の感染状況によっては実施時期や実施方法を見直すなど、実施に向けた検討を十分に重ねた上で、御判断いただきますようお願いいたします。

なお、部活動については別途通知しますので、その内容を踏まえた対応について併せてお願いいたします。

記

1 感染防止対策の徹底について

部活動を含む学校での活動を実施する際には、「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底する。

(1) 児童生徒への指導

- ・最近の感染が判明した事例では、同一の部活動内での感染が多く、特に昼食の摂り方等に課題が見受けられることから、昼食を挟まない活動時間設定とする。
- ・活動への参加にあたっては、登校時及び部活動開始前に、確実に健康観察（発熱及び何らかの症状の有無の確認）を実施する。
- ・児童生徒自ら感染予防に留意し行動するよう、基本的な感染防止対策（手洗い・マスクの着用・3密の回避等）の励行について繰り返し指導する。なお、気温・湿度や暑さ指数（WBGT値）が高い日及び運動部活動においては、身体的距離を十分に確保した上でマスクを外し、熱中症への対応を優先する。
- ・部室や更衣室等の密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させる。
- ・部活動を含む学校での活動、オープンキャンパスや企業訪問等の学校外の活動におい

- ては、移動の際の飲食等は厳に慎み、寄り道をせず、速やかに帰宅するよう指導する。
- ・学校説明会等を実施する場合には、体育館や講堂に生徒を一堂に集めることは避け、少人数やオンラインで実施する。
 - ・部活動等に係る登下校等で公共交通機関を利用する際は、基本的にマスクを着用し、会話を慎むよう指導する。

(2) 教職員の健康管理及び感染防止の徹底

- ・体調不良時は出勤を控える。併せて、管理職は出勤時の教職員の健康観察を確実に実施する。
- ・特に昼食場面では、感染のリスクが高いことから、マスクを外す時間を最小限とし、身体的距離が十分にとれない場合は会話を控える。
- ・勤務時間外においても基本的な感染防止対策を徹底し、不要不急の外出を控え、感染防止に努める。
- ・家族の健康管理（毎朝の検温や健康状態の確認）や感染予防にも留意する。

2 児童生徒等の教育活動等の機会の確保について

- (1) 各種大会など、校外での活動に参加する場合は、学校としての感染防止対策を万全にするだけでなく、主催者等の定める感染防止対策を遵守する。
- (2) 宿泊体験学習等の学校行事等については、可能な限り万全の感染防止対策を講じるとともに、感染状況を踏まえ、特に慎重な判断のもと、地域の感染状況によっては実施時期や実施方法を見直すなど、十分に検討した上で実施する。
- (3) 児童生徒の教育活動等が一律に中止されることがないように、県教育委員会としての支援について検討しており、詳細については別途通知する。

(本件連絡先)

【学習指導・学校行事に関すること】

教育庁教育振興部学習指導課 TEL：043（223）4057

【障害のある幼児児童生徒に関すること】

教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL：043（223）4045

【保健管理に関すること】

教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL：043（223）4092

【体育の授業・部活動に関すること】

教育庁教育振興部体育課 TEL：043（223）4108